

戦後日本政治と「首相演説」⑤

藤本 一美

<総目次>

第一部、敗戦と占領—1940年代後半

序文

第1章、1945年の日本政治と「首相演説」(『(専修大学)社会科学年報』第56号〔2022年3月〕)

第2章、1946年の日本政治と「首相演説」(『専修法学論集』第144号〔2022年3月〕)

第3章、1947年の日本政治と「首相演説」(同上)

第4章、1948年の日本政治と「首相演説」(『専修法学論集』第145号〔2022年7月〕)

第5章、1949年の日本政治と「首相演説」(同上)

第二部、講和と独立—1950年代

第6章、1950年の日本政治と「首相演説」(『専修法学論集』第146号〔2022年11月〕)

第7章、1951年の日本政治と「首相演説」(同上)

第8章、1952年の日本政治と「首相演説」(『(専修大学)社会科学年報』第57号〔2023年3月〕)

第9章、1953年の日本政治と「首相演説」(同上)

第8章、1952年の日本政治と「首相演説」

<目次>

- 1、はじめに
- 2、政治状況
- 3、吉田内閣
- 4、首相演説
- 5、おわりに

<注>

*資料①吉田首相の施政方針演説(1952年1月23日)

②吉田首相の施政方針演説(1952年11月24日)

1、はじめに

第13回通常国会は1952年1月22日に再開され、1月23日には、吉田茂首相の施政方針演説が衆参両院の本会議場で行われた。その中で、吉田首相は外資の導入に期待を寄せ、また、平和条約の未調印国とも復交を図る、と述べた。この国会では、占領体制から独立体制への転換に対応する重要案件が審議の中心となった⁽¹⁾。

わが国は4月28日、晴れて国際社会へ復帰した。1945年9月2日、ミズリー号上での降伏文書への調印で日本の占領・管理が開始されてから6年8ヵ月、ここに長期にわたった連合国軍の占領は終りを告げたのである。

しかし、問題なのは対日平和条約の発効と同時に、日米安保条約も発効するなど、これまでの「占領軍」が単に「米国駐留軍」に切り替えられただけだという、批判の声も聞かれた。確かに、日本は主権を回復して独立したといえ、外国の軍隊が引き続き存続することになった⁽²⁾。

政府は8月26日、第14回臨時国会を召集。だが、吉田首相は8月28日、施政方針演説を行わず、しかも本会議も開会することなく衆議院の解散を断行した。世にいう「抜き打ち解散」であり、憲法第7条第3項のみによる初めての衆議院解散であった。

独立後の最初の衆議院・総選挙は10月1日に行われた。その結果は、吉田首相が率いる自由党が過半数を制したものの、当選者の数は解散前に比べて45人減の240人に留まった。それは

与党の自由党が「吉田（茂）派」と「鳩山（一郎）派」とに分かれ、分裂選挙となったからに他ならない。一方、社会党の方は左右併せて113人当選し議席を倍増させた。ただ、共産党は当選者がゼロに終わった⁽³⁾。

第15回特別国会は10月24日に召集され、11月24日には、衆参両院の本会議で吉田首相の施政方針演説が行われた。その中で、吉田首相は、国際関係について、国連および自由主義国家との協力を基調とし、朝鮮事変や貿易問題に対処する。国内問題について、治安機構を拡充強化し、特に占領中につくられた警察制度や教育制度については、国情に照らして再検討することにした。また、再軍備問題については、現段階では物心両面における国力の回復に努力すべきだとして、回復に伴って自衛力の漸増の方針を明らかにした⁽⁴⁾。

一方、国会の外に目を向けると、5月1日、独立後初めての「中央メーデー」が神宮外苑で開催され、東京の参加者は45万人にのぼり、再軍備反対と皇居前広場の解放を決議した。だが、参加した都学連の学生などデモ隊6千人が皇居前広場で警察隊5千人と衝突し乱闘となり、死者2名と多数の重軽傷者を出した。このいわゆる“血のメーデー事件”で逮捕された者は1,230人にのぼり、東京で最初の騒擾罪適用事件となった。この事件はまた、開催されていた第13回国会における「破壊活動防止法案」を強行採決させる一つの根拠とされたのである⁽⁵⁾。

本章では、1952年の日本政治を概観し、吉田内閣に言及、次いで、吉田首相の施政方針演説を取り上げ、それを検討することを通じて、この年の日本政治の一端を紹介する。

2、政治状況

既述のように、対日平和条約と日米安保条約は1951年11月に批准され、翌1952年4月に両条約が発効されるまでの間、吉田首相は内外両面で独立体制の確立に多忙であり、その最大の焦点の一つが日米行政協定の締結であった。日米行政協定は、日米安保条約を実施するさいの細目を取り決めたもので、いわば講和発効後の在日米軍の地位に関する取扱いを定めたものだ⁽⁶⁾。

日米安保条約は前文および5カ条からなる簡単なものにすぎず、日本国内とその周辺に配置される米軍の法的地位に関しては、同条第3条に定める日米両政府間の行政協定で決定するとされていた。そこで1月29日、東京において、日本側は岡崎勝男・渉外担当国務大臣と米国側がディーン・ラスク大統領特別代表・国務次官補との間で交渉を開始し、2月28日には、日米行政協定への署名がなされ、4月28日に発効をみたのである。同協定は前文で29カ条からなり、米国駐留軍の配備に関する条件などを規定していた。

この結果、日本政府は無償で米軍が必要とする区域・施設を提供、その使用・運営・防衛の権利を認め、関税・入港・着陸料・手数料などを免除し、公益事業・公共の役務の優先的利用、米軍人・軍属とその家族に対する刑事裁判権などの特権を与えた。また、年間1億5千5百万ドルにおよぶ防衛負担金は日本側が負担することになった⁽⁷⁾。

政府は行政協定を「委任条項を含む安保条約を国会が承認したのであるから、改めて協定について国会の承認を必要としない」方針であり、国会での審議を許さず、しかも交渉過程において秘密主義をとった。これに対して、野党サイドからは「たとえ細目的な協定であっても、そ

の内容を見ると第24条をはじめ重大な規定を含んでいる以上、特別に国会の承認を必要とする」として批判が高まった。協定が発表されるや、国民世論も刑事裁判規定などを取り上げて一様に失望するなど、政府の方針を強く非難した⁽⁸⁾。

日米行政協定は国会で批准が行われなかったことから、その後大きな政治問題化し、基地の新設・拡張・演習・事故、および米兵の犯罪処理をめぐる政府と住民が対立するなど、いわゆる“基地問題”の原因となった⁽⁹⁾。

一方、講和で日本が独立した場合、占領下のポツダム緊急勅令は失効する。そこで、吉田内閣は新たに労働運動などを規制する治安法令を策定した。第13回国会に提出された「破壊活動防止法案」がそれであり、いわゆる“破防法”は、内乱、騒擾、殺人罪の他、教唆、扇動を含めた暴力主義的破壊活動を取り締まることを意図していた。そのため、労働組合など諸団体は治安維持に名を借りて不当に言論・出版・思想の自由を圧迫する危険があるとして、破防法の成立に強く反対したのである⁽¹⁰⁾。

こうした中で、5月1日、第23回中央メーデーを迎えた。神宮外苑の広場に集まった労働者は54単産、約40万人（主催者側談）、演壇背景に太く書き抜かれたメーデーの中央スローガンは「再軍備反対 民族の独立を闘いとれ」「低賃金を統一闘争で打ち破れ」などと呼びかけていた⁽¹¹⁾。

中央メーデーは、午後0時20分、五地区に分かれてデモ行進に移った。このうち「実力をもって皇居前広場に入ろう」と叫ぶ都学連を主力とする約2千人が本体から離れ、2時20分、日比谷交差点で警察隊と衝突したのちに、馬場先門から皇居前広場になだれ込んだ。このデモ隊は、後からきた旧朝連系朝鮮人や日雇い労働者ら極左分子を加えて5、6千人（警視庁調べ）

に膨れあがり、二重橋目前で警戒中の3千人と応援の2千人、計5千人の警察隊と正面衝突し大乱闘となった。双方入り乱れて重傷者は100人、軽傷者は400数人を出し、ついにデモ隊に2人の死者が出た。この流血事件は“破防法”の必要性を立証するものだとする政府の立場に名分を与え、破防法案は7月4日に可決されたのである⁽¹²⁾。

この1952年という年はまた、保守政権の吉田内閣にとって、危機感を増幅させる事件が続出した年であった。実際、白鳥事件、東京大学のポポロ事件、メーデー事件、菅生事件・吹田事件・大須事件などいわゆる“公安事件”が頻発し、破防法に対する反対運動は広範な支持を得た。また、後述するように、秋から冬にかけて電産・炭労ストが国民生活に大きな影響を及ぼした⁽¹³⁾。

3、吉田内閣

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効した。だが、独立の功労者であった吉田首相は、自由党内に強力な反吉田派（＝鳩山一郎派）勢力を抱えていた。周知のように、吉田首相は、軽武装・経済重視という路線であり、一方、鳩山一郎は再軍備、憲法改正を訴えたように、吉田とは真逆の路線を掲げた。ただし、基本的には、吉田も鳩山も同根の保守であって、協力して革新勢力を抑える立場なのであった。しかし、両者の対立は抜きさしならならぬものになっていた⁽¹⁴⁾。

一方、国会の外では、“血のメーデー事件”や破防法反対ストなどに象徴されるように。吉田内閣打倒運動が高まっていた。こうした事態に対し、吉田首相が打った手が同年8月28日に断行した「抜き打ち解散」に他ならない。

1953年1月22日に任期切れとなる衆議院議

員の総選挙では、鳩山派と党内中立勢力が吉田派を押さえるであろう、と観測されていた。だが、吉田首相の方は、一貫して解散をしないと繰り返していたので朝野とも安心しきっていた。だが、吉田首相は密かに選挙準備を整え、1952年8月25日、臨時国会を召集。大野伴睦が議長に就任して3日目、本会議を一度も開かないまま、一通の文書でもって解散を通告した。それは、全くの抜き打ちであった。確かに、任期満了を目前に控えていたので、解散がいつあっても不思議でなかった状況下であったとはいえ、反吉田派の不意を突いた形となったので、鳩山派の怒りは頂点に達した。

鳩山一郎は後に解散について、「吉田君の8月28日の抜き打ち解散はわれわれを押さえつけるための手段であった。・・・新しい民意を問うために解散せよという世論が圧倒的だったが、吉田君は議員の任期中は絶対に解散せぬということで押し通していた」、と回顧している⁽¹⁵⁾。

以上で見てきたように、今回の衆議院解散は、その経緯からして、“抜き打ち解散”そのものであった。だが、あれほど「任期一杯の政局担当」の決意を繰り返していた吉田首相が、何故一転して、解散権を行使すると決意したのであるか。それには、二つの理由があったと思われる。

一つはいうまでもなく、最近自由党内で足場を固めてきた鳩山派による吉田首相追い出し作戦に対する、正面きっての「切り返し」であった。しかし、それと同時に、第14回通常国会の冒頭から予想される野党攻勢を、解散でもって「肩すかし」する考えもあったようである⁽¹⁶⁾。

今回の総選挙運動の特色は、何よりも、政府与党である自由党内の吉田派と鳩山派との対立であった。そのため、選挙本部は二つとなり資金も別々に工面されたという。総選挙は10月1

日に実施、争点は再軍備と減税であった。投票率は76.43%で、前回より2.9%高かった。

総選挙の結果は、既に述べたように、自由党240（吉田派73 鳩山派68 中間派99）、改進黨85、右派社会党57、左派社会党54、労農党4、諸派7、無所属19人で、共産党は全員落選した。

総選挙後の政界の焦点は、鳩山一郎の動向であった。鳩山は10月16日、①政局安定のため他党の協力を求める、②独裁的側近政治の打破、③秘密独善外交の一蹴、④石橋、河野の除名取り消しと党の一方化を図る、の4点を掲げて吉田首相と首班指名を争う姿勢を示した。しかしその後、吉田・鳩山会談がもたれ、最終的に鳩山は吉田首相が以上の4点を了解したとして、吉田首班を認めることにし、10月30日、第四次吉田内閣が発足した⁽¹⁷⁾。

4、首相演説

①吉田首相の施政方針演説（1952年1月23日）

第13回通常国会は1951年12月10に召集されていたが、自然休会に入った12月26日、吉田首相は内閣改造を断行した。これは、平和条約発効後の新事態に対処するものであったと同時に、吉田首相が政権担当の意欲を新たに示したものだ、と思われた⁽¹⁸⁾。

吉田首相の施政方針演説は翌1952年1月23日、衆参両院の本会議場で行われ、平和条約発効を目前に控えて、国政全般について所信を述べた。演説の要旨は以下の通りであった。

- 1、経済財政の基礎確立には早急なる外資導入が必要であるが、このためには国情および政局の安定が重大な条件となる。
- 1、講和条約を基調として国際協力を推進し、条約未調印国との間にも国交回復の実現を図る。

- 1、国連加盟への努力をつづけるが、その加盟前にも国連の平和利用措置には全面的に協力する。
- 1、講和条約発効後速に関係諸国と通商航海条約を結びたい。日米通商航海条約は近く具体的交渉に入る見込みである。
- 1、経済安定のため今後資本の蓄積を強力に推進し、一方国民の負担を軽くするため増税は避け減税につとめる。
- 1、行政機構は根本的な簡素化を図り、これに伴う地方制度の簡素化も併せて行う。このため必要な法案を今国会に提出する。
- 1、共産主義者の破壊活動は注意をようするので必要な法案を提出する⁽¹⁹⁾。

吉田首相の施政方針演説に対して、1月25日から、各党の代表質問が行われた。衆院では、苦別地議員（民主党）が防衛費は過大であり、再軍備の所信を示せとせまった。また、参院では、左派社会党の羽生議員が「国府選沢の吉田書簡は独善である」と攻撃的質問を行った。これに対して、吉田首相は「政府の責任でやったもので、国会批判は自由である」、と答弁した⁽²⁰⁾。

『朝日新聞』は、吉田首相の施政方針演説について、「社説：構想と熱意を欠く姿勢演説」の中で、次のように批判した。

「占領治下を脱して独立国となる日が余り遠くはないとすれば、この独立への途上に開かれた国会の冒頭に行われる首相の施政方針演説は、民主平和国家として新たに国際社会に復帰するわが国の進路を示すべき雄大な構想を、極めて率直大胆に内外に示し、もって全国民の協力と奮起とを望むものでなければならぬ。23日に行われた吉田首相の施政方針演説は、各般の行政施策を万遍なく並べ立てながら、その底に、国民と共に語り、国民

の心奥に訴えるだけの気概が感ぜられなかったことは何よりも残念に思う」⁽²¹⁾。

『読売新聞』もまた「社説：期待を裏切る施政演説」の中で、次のように吉田首相の施政方針演説を批判している。

「独立をひかえて重要問題が山積している折柄、吉田首相が今度の施政演説の中でこれらの問題についてどの程度まで明らかにし、政府の方針についてどのように国民の納得と協力を求めるか大いに期待されるところであったが、演説の内容は例によっておごなりで国民の知りたいことは何一つ明らかにされず期待を裏切るものであった」⁽²²⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および、⑤諸外国との関係は、どのように述べられていたのだろうか。

①の全体の特色と概要については、既述のように、全体の特色が外資の導入に期待し、また、未調印国と復交を図るとある。概要は「外交関係」、「国際経済関係」、「財政関係」、「行政機構関係」、「国内治安関係」、「通商産業貿易関係」、「海運関係」、「労働関係」、および「国民生活関係」から構成。②の現状認識については、平和条約が近く発効するが、食糧確保を基礎として内外の諸環境は安定を加え、労使関係も健全化の方向のあるとし、やや楽観的である。③の公約・理念については、外資の導入に期待を寄せており、また、近く、日米通商航海条約を締結し、さらに、破壊活動には治安立法で対処したい、と述べている。④の課題への対策に関しては、国民の協力をもって、国情並びに政局の安定に極力努力したいと、している。最後の⑤の諸外国との関係などについては、関係各国と通商航海条例を締結する考えであり、特に日米間

で近く具体的交渉に入ると、指摘している⁽²³⁾。

ところで、『読売新聞』はこの段階で（1952年1月）、「吉田内閣は信頼されているか」という紙上世論調査を行っているので、紹介しておこう。信頼していないが50%に達していたのが特筆される。

「3ヶ年にわたって政権を担当して吉田内閣は、通常国会の再開にあたり党内人事問題、内閣不統一、さらに予算、行政機構改革など重要問題の山積で未曾有の難局に直面しているが、野党側の躍起の攻撃に対して吉田首相は任期一ぱい政権を担当すると豪語している。これに対して、国民は吉田内閣をどう見ているか、投稿数396通のうち、信頼していないもの198通（50.0%）、信頼するもの158通（39.9%）、中間論40通（10.1%）で吉田内閣不信の声が強かった。不信の意見のうちには講和締結後の人心刷新のため速やかに解散断行、人心離反などがもっとも多く、80通（40%）・・・（一方）信頼するうちでは野党の現状から吉田首相以外に安定政権を望めないが84通（53%）であった」⁽²⁴⁾。

②吉田首相の施政方針演説（1952年11月24日）

第15回国会は10月1日に実施された総選挙後の特別国会である。それは10月24日に召集、30日には、第四次吉田内閣が発足した。自然休会に入っていた国会は、11月24日に再開、同日、衆参両院本会議場で吉田首相の施政方針演説が行われた。その概要は以下の通りである。

- 1、アジアの平和と安定に寄与するためアジア諸国との国交に特別の注意を払う。
- 1、朝鮮問題に関し国連の要望に対して全幅の協力をする。
- 1、破壊分子による暴力主義的活動は表面はともかく、基本的には少しも変化ない。政府はこ

れに対する断固たる取締りの手をゆるめない。

さらに警察制度や治安関係の諸法令を改正し、治安機構の能率化を図る。

- 1、教育制度に再検討を加え、愛国心と道義の高揚をはかる。
- 1、税制の一般的改革を来年度実施する。
- 1、輸出市場の開拓は相手国からの輸入を促進する方法で行う。
- 1、産業の基盤については電源開発と基礎産業の合理化を中心にして強化対策を立てる⁽²⁵⁾。

吉田首相の施政方針演説に対して11月26日から、衆参両院の本会議で代表質問が行われ、8月に断行された衆院の解散について、「根拠となる憲法の条章およびその政治的意図いかん」と質疑があった。これに対して、吉田首相から「憲法第7条による解散であり、総選挙の結果は国民が現内閣を支持したことは明確である」、旨の答弁があった⁽²⁶⁾。

『朝日新聞』は「社説：道義と愛国心」の中で、吉田首相の施政方針演説を次のように皮肉っている。

「・・・首相が、愛国心の涵養と道義の高揚を語るのは、当然のことであるが、ただそれは、老人が若者に言ってきかせる説教だけでは達成されぬということ、もう少し突っ込んで考えてもらねばならぬ。愛国心も道義も、国の在り方、生活の態様、一般に将来への希望につながるものであって、それこそ物心両面から来る。といって、国貧しくとも、われらの祖国が、いかなる国として生長するかが明白になるならば、そこに愛国心も、道義も、ともに生まれ、かつ育つにちがいないのである」⁽²⁷⁾。

一方、『読売新聞』は「社説：失望させられた三相演説」の中で、吉田首相の施政方針演説

が、抽象的で総花羅列主義であるとして、次のような批判している。

「去る21日新内閣が発表した重要施策要綱なるものの内容があまりにも抽象的で、単なる努力目標を平板的に示したものであったので、国会での三相の演説では、それが具体的になり、重点を明らかにしてくれることを期待したが、24日に行われたものはそれが結局空しい期待だったことを明らかにした。・・・吉田首相の言動はいつも結論だけで、その理由の説明がない場合が多い。結論さえ間違っていなければよいのでないか、というつもりかもしれないが、それでは独裁、専制の政治家の態度という外はない。施政演説のその他の部分は全部過日の施策要綱の極めて抽象的で、かつ言質をとられぬように用心した一通りの説明にすぎず、聞く者に何等の感銘も与えない」⁽²⁸⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係は、どのように述べられていたのか。

①の全体の特色と概要であるが、全体の特色は世界平和維持のため、国連要望には協力する、と謳う。概要は「対外経済関係」、「治安確保」、「教育改革」、「均衡財政」、「食糧自給」、「鉄道・電話」、および「再軍備」から構成。②の現状認識については、物心面国力は充実しており、破壊行動は断固取締り、税制一般を明年度改正する、という。③の公約・理念としては、朝鮮問題につき、国連の要望に協力する、述べている。④の課題への対策としては、破壊活動の取り締まり、税制一般の改正を謳っているのが目につく。最後の⑤諸外国との関係は、朝鮮における国際連合の集団的措置を除いて、特に見あたらない⁽²⁹⁾。

5、おわりに

隣国の朝鮮では、休戦会談が進んだものの、楽観視できない状態であった。また国内では、メーデー事件、菅生事件、および吹田事件などが生じ、7月には、破防法が国会で制定された。占領軍という後盾がなくなった吉田内閣は、破防法でもって労働攻勢や破壊活動に対応していくことになる。

確かに、占領軍という一種の重しが外され、独立を達成したことは、我が国の「ナショナリズム」を台頭させる要因となった。それが、政界では、鳩山一郎を中心とする、吉田首相の対米一辺倒批判となり、占領政策の行きすぎ是正、再軍備の推進、および日ソ国交正常化の主張となって表れた一方、社会党を中心に対米従属の破棄、再軍備反対、およびアジア諸国との連携という主張となった、と思われる⁽³⁰⁾。

こうした情勢の下で、労働争議が長期化し激化した。特に電産争議は、1952年9月16日から3ヵ月にわたり、この間16回のストライキが行われ、また、炭労は10月17日以降、無期限ストライキに入り、それは63日間続いた⁽³¹⁾。我が国は独立を達成したとはいえず、多くの懸案事項を残したままの状態、1952年を騒然と過ごしたわけである。なお、公職追放者の解除は、平和条約発効直前に急速に進められ、平和条約発効の4月28日以降、一切の追放装置は消滅した⁽³²⁾。

《注》

- (1) [1990年]『議会制度 百年史 上巻』衆議院・参議院、380頁。
- (2) 藤本一美 [2000年]『戦後政治の争点 1945～1970』専修大学出版局、113頁。
- (3) 藤本一美・酒井慶太 [2017年]『衆議院解散・総選挙－決断の政治』志學社、44頁。
- (4) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』450頁。

- (5) 朝倉喬司〔2005年〕「メーデー事件」佐々木毅他編『戦後史大事典 増補新版』三省堂、888頁。
- (6) 増田弘〔1990年〕「Ⅲ 講和条約と安全保障論争—第10回国会～第13回国会」内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録 4』第一法規、241頁。
- (7) 藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』116頁。
- (8) 増田、前掲書「Ⅲ 講和条約と安全保障論争—第10回国会～第13回国会」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』243頁。
- (9) 藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』117～118頁。
- (10) 大森彌〔1981年〕「第49代、第3次吉田内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』第一法規、222頁。
- (11) 『朝日新聞』1952年5月1日（夕）
- (12) 大森、前掲書「第49代、第3次吉田内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』223頁。
- (13) 大森彌〔1981年〕「第50代、第4次吉田内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』第一法規、243頁。
- (14) 内田健三〔1994年〕『戦後宰相論』文芸春秋社、31頁。
- (15) 鳩山一郎〔1956年〕『鳩山一郎回顧録』文芸春秋社、115頁。
- (16) 藤本・酒井、前掲書『衆議院の解散・総選挙—決断の政治』43頁。
- (17) 富田信男〔1990年〕「Ⅳ しゅう落を辿る吉田政権—第14国会～第19国会」内田・金原・古屋編、前掲書『日本議会史録 4』274頁。
- (18) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』380～381頁。
- (19) 「吉田首相・施政演説—外資の導入に期待」『朝日新聞』1952年1月23日（夕）。
- (20) 「両院、質問戦を展開」同上、1952年1月25日（夕）。
- (21) 「社説：構想と熱意を欠く施政演説」同上、1952年1月24日。
- (22) 「社説：期待を裏切る施政演説」『読売新聞』1952年1月24日。
- (23) 「吉田首相・施政演説—外資の導入に期待」『朝日新聞』1952年1月23日（夕）。
- (24) 「内閣は信頼されているか—第92回紙上討論」『読売新聞』1952年1月24日。内閣支持率は約40%である。
- (25) 「再軍備への所信変わらず—吉田首相の施政方針演説」『朝日新聞』1952年11月24日（夕）。
- (26) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』458頁。
- (27) 「社説：道義と愛国心」『朝日新聞』1952年11月25日。
- (28) 「社説：失望させられた三相演説」『読売新聞』

1952年11月25日。

- (29) 「再軍備への所信変わらず—吉田首相・施政方針演説」『朝日新聞』1952年11月24日（夕）。
- (30) 富田、前掲書「Ⅳ しゅう落を辿る吉田政権—第14国会～第19国会」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』267～268頁。
- (31) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』448頁。
- (32) 同上、380頁。

*資料①吉田首相の施政方針演説（1952年1月23日）

私は、ここに第十三回国会開会に際し施政の方針を演説することを欣快といたすものであります。平和条約は近く列国の批准を了して効力を発し新日本として国際の間に新しく発足せんとするに至りましたことは、まことに御同慶に存ずる次第であります。そのここに至れるは、過去六箇年有余にわたり、八千万同胞が一致協力、国力の回復に渾身の努力をいたし、列国がわが民族の優秀性と愛国の至誠を認識せる結果にほかならぬと存ずるものであります。わが国現下の情勢は、まず食糧の確保を基礎といたしまして、内外の諸環境と相まち、日々安定を加え、労資の関係も漸次健全なる方向に向いつつあるのであります。わが国民所得は、昭和二十六年度においては四兆六千六百億円に達し、生産額は戦前昭和七年より十一年までを基準として一三%となり、外国貿易は一昨年以來とみに激増し、輸出入総額は一兆二千億円、三千五億ドルに達し、世界の軍拡景気に刺激せられ、ますます活況を呈しつつあるのであります。ことにドル資金は昨年の末において五億五千万ドル、英貨は七千五百万ポンドを保有し、国家財政の基礎も堅実の度を加えて参つておるのであります。

政府は、来年度以降においても均衡財政を堅持するに努めつつ、極力インフレ防止に力をいたして参るつもりであります。しかしながら、明治以來幾十年の国力の蓄積は、敗戦の結果一朝にして喪失し、多少の繁栄によつて近時経済の基礎ようやくならんといたしておりますが、いまだ脆弱な

るを免れないのであります。ゆえに、市場景気のささいなる変動に上り、ただちに経済界に影響し、一喜一憂するの現状でございますがゆえに、たとい平和條約発効による独立回復いたしましても、かかる脆弱なる財政経済の基礎においては、自立経済の達成ははなはだ困難と考えるのであります。

しかしながら、もしそれ産業の合理化、施設の改善、電力源の開発、外航船舶の増強などなるにおきましては、生産及び対外貿易は一層の進展を見るに至るべきことを確信いたすものであります。しかし、そのことたるや、一に外資の導入をまつにあらざれば急速の発展は期しがたいのであります。外資の導入は、国情の安定、わけて政局の安定を見るにあらざれば期待いたすことができないのであります。政府は国民諸君の協力をもつて、国情並びに政局の安定に極力力をいたす覚悟でございます。次に、当面重要な事項について政府の所信を述べたいと思います。

まず第一に外交関係であります。各連合国における平和條約批准の状況は、現に順調に進行いたしておる模様であります。また日米安全保障條約に基く行政協定についても、近く具体的交渉が行われる予定であります。今日、平和の維持、経済の発展は、自由主義諸国が互いに密接なる互恵援助の関係を樹立するにあらざればその実現は期しがたいのであります。政府は、平和條約を基調といたしまして、国際連合の原則にのっとり極力国際協力を推進いたしますとともに、平和條約に調印しなかつた諸国ともすみやかに国交回復を実現すべく、現に話を進めております。また中立国及びイタリア、ヴァチカン等の国々との間にも国交再開の話し合いを進め、そのうち若干の国とはすでに外交関係再開の了解に到達いたしております。中立に関しては、平和條約に示された諸原則に従つて国民政府との間に正常な関係を再開する條約を締結する用意がある旨を明らかにいたしましたのであります。また、わが国の国際連合加盟の

すみやかならんことを希望いたしますが、その加盟前においても、国際連合の行う平和維持の措置に対しては今後とも全幅の協力をいたす考えであります。平和條約中の漁業條項と賠償條項に関する交渉は、政府としては十分なる誠意を持つてこれに当る決意であります。また日、米、加三国政府の代表者の間において、すでに北太平洋の公海漁業に関する国際條約案が一応妥結いたし、昨年末十四日に仮調印を見るに至つたのであります。これは関係各国において好感情をもつて迎えられております。また賠償については、すでにインドネシアの代表団と、賠償や漁業等の問題について協定を成立せしめる意向のもとに交渉を開始いたしました。フィリピン政府とは、賠償のための下交渉の準備を始めております。なお、わが国と韓国との間における諸問題の解決のため双方の意見を交換し、相互に理解を深めておりますが、近く本格的な会談を行うことになるものと考えます。わが国の国際経済関係については、平和條約の効力発生後できるだけすみやかに関係各国と通商航海條約を締結する考えであります。特に日米の間の通商航海條約については、近く米国政府との間に具体的交渉に入ることになつております。

財政関係について申し述べますが、講和後に対処すべき明年度予算においては、わが国経済力の増強と国民生活の確保について万全の考慮を拂いつつ、平和回復に伴う新たな責任を遂行し、自立国家としての地位の確立を期したいと思ひます。すなわち平和回復に伴つて、賠償、防衛負担費、国内治安費等を初めといたしまして、財政支出は相当に増加をいたしますが、従来の均衡財政の方針を堅持するとともに、経費の重点的配分をさらに徹底せしめ、財政の規模をあくまでも国民経済力の限度に適合したものととどめたいと存じております。経済規模の拡大発展をはかり、経済安定の基礎を確立するため、今後資本蓄積を強力に推進する措置をとりたいと考えております。また

税制については、本年度において実施した改正を来年度においても強化維持し、国民負担の増加を避け、その適正化をはかることにいたしております。今後とも増税は避け、減税に努むる覚悟であります。

行政機構改革について申し述べますが、政府は、講和の成立を機会といたしまして、現行の複雑歴大な行政機構に根本的検討を加えて、極力行政の簡素合理化とともに国費の縮減を行い、簡素かつ能率的な行政機構に改めるがため、国家行政組織法及び各省設置法等必要な改正法律案を本国会に提案する所存であります。また地方制度にも検討を加え、簡素にしてかつ能率的な地方行政の確立を旨として、本国会に係法律案を提出したいと存じております。

国内治安関係について申し述べますが、現下の国際情勢を反映いたしまして、共産分子の国内の破壊活動は熾烈なるものがあると考えられます。まことに治安上注意を要する次第であります。かかる事態に対処して、本国会に所要の法律案を提出する所存であります。また産業、通商貿易関係について申し述べますが、広く自由世界との通商貿易を振興するため、価格の低位安定と品質の向上に特段の努力が必要と考えるのであります。政府は、そのため必要な電力、石炭等の急速なる増強をはかると同時に、産業の合理化、生産設備の近代化及び技術水準の向上、特に最新技術の導入につき鋭意施策を講ずる考えでございます。

海運関係につきましては、政府においては、昭和二十四年以来、見返り資金の貸付等によつて大型航洋船の整備拡充に努めた結果、本年当初において二百五十五隻、百五十万総トンの外航船腹を保有するに至つております。最近の情勢にかんがみ、大型航洋船の建造、改造等に要する資金の確保に特別な措置を講じ、外航船腹の緊急整備をはかる所存であります。労働関係について申し述べ

ますが、労働者の福祉をはかりつつ労働能率を向上し、進んで国際的信用を維持高揚するがため、現行諸法規につき検討中であります。このことは事態即応の当然の措置であり、経済の民主化、労働条件の国際的水準保持という基本方針に何ら変更するものはないのであります。これに関する一部の危惧は、まつたく当らざるものであります。

国民生活関係について申し述べますが、生産の増強も、貿易の振興も、また価格の安定も、帰着するところは国民生活の安定であります。終戦以来、逐年国民生活は安定の歩をたどり、生活水準も漸進的に回復を見ておるのであります。食糧政策については前国会において明らかにいたしました通り、食糧事情は、全国農家の理解と協力による生産及び供出の好調と、食糧輸入の順調の結果、着々安定を見ておるのであります。従つて、何ら前途に不安はないのであります。しかしながら、国内食糧の増産による自給度を高めることは農業政策の大本であります。政府は、来年度において、食糧増産につき格段の予算措置を講ぜんとするものであります。なお近時、災害による国土の荒廃はなほだしく、産業経済の復興と民生の安定をはなほだしく阻害しておる実情にかんがみまして、積極的に治山、治水、利水事業の総合計画を策定するとともに、道路の整備、住宅の建設に力をいたす考えでございます。国民生活の安定と相まつて、文教の振興は政府の常に意図するところであります。特に国民教育の基本たる六・三制の義務教育については一層その充実向上をはかるのほか、産業教育を振興し、学術文化の高揚のために必要な措置を講ずる考えであります。

引揚げ問題について一言いたしますが、いまなお多数の未帰還者のソビエトにあることは、まことに憂慮にたえないところであります。目下スイス国ジュネーブにおいて開催中の国際連合の引揚げに関する特別委員会の主催する会議の招請に応じまして、帝国政府は——日本政府は代表五名も

出席せしめたのであります。再度にわたり引揚げ問題について説明の機会を與えられるに至りましたことは、国連引揚特別委員会その他・関係諸国の好意と援助とのたまものでありまして、日本政府は、これらの国々に対し深甚なる謝意を表するとともに、すべての連合国が国際連合を介し、または他の方法によつて、これら日本人のすみやかなる帰還を実現するために、あらゆる努力と協力と與えられるよう切望いたしてやまないのであります。

戦没者の遺族及び戦傷病者に関しては、政府として国家として、敬弔と感謝のまことを込め、慎重に審議研究を続けて参りましたが、今期国会にこの予算並びに法律案を提出する考えであります。終りに臨んで一言いたしますが、新日本発足の門出において、私は国民諸君とともにさらに決意を新たに、外、平和條約を基調とし、国際連合の原則にのつとり、国際協力を推進し、内、治安防衛を確保しつつ経済財政の基礎を強固にするがため、国民の一致協力、国力の培養に専心せんことを要望てやまないのであります。既往六年有余の苦難に耐え忍ばれたる八千余万の同胞の愛国の至情は、世界列国環視のもとに新日本建設の偉業を開く抱負と矜持を持つて勇往邁進せられることを私は信じて疑わないのであります。

***資料②吉田首相の施政方針演説（1952年11月24日）**

去る四月、国民待望の講和がなつて、わが国はようやく自由諸国家の一員として国際社会に復帰することを得、かつ去る十一月十日には、皇太子殿下の立太子の礼及び成年式が、国内はもとより世界各国の祝賀のうちに、めでたくとり行われましたことは、諸君とともに、まことに喜びにたえないところであります。

独立後最初の総選挙において、国民の大多数はわが党を支持し、私は四たび国政を担当すること

になりましたが、ここに政府の施政方針を申し述べることを欣快といたします。

政府は、世界平和維持のため国際連合及び民主主義諸国家と提携をますます緊密にし、ことにアジアにおける平和と安定の増進に寄与するため、アジアの民主主義諸国との相互理解を深め、これとの国交に特別の注意をいたしたいと存するのであります。また、朝鮮における国際連合の集团的措置が、平和維持の努力であるのみならず、これがわが国に直接かつ重大なる関係を持つことに顧み、国際連合の要望に対して、今後ともあとう限りの協力をいたす考えであります。

わが国の対外国際経済関係については、わが国内の諸経済施策と呼応し、互惠平等の原則に基く通商航海条約を締結し、ことにアジア諸国とは、貿易の増大並びに可能な範囲の技術協力、資本提携を通じ、緊密な経済関係の樹立に努力を傾注する所存であります。また、賠償問題の処理については慎重に考慮をいたしております。

南西諸島及び南方諸島の祖国復帰に関しましては、現地居住者はもとより、全国民の要望するところであります。政府は、その実現に努力するとともに、さしあたり同地域との関係をますます緊密にし、現地居住者に関する懸案事項をすみやかに解決して参りたいと考えております。

民心安定と経済再建の基盤となる治安の確保については、将来にわたる治安情勢の推移に備え、適切な対策を講じて参りたいと存じます。国内における一部破壊分子による暴力主義的活動は、近時表面的にはややその影をひそめておるかに見えますが、その基本的な企図には、こうも変化はないのでありまして、国際情勢との関連を保ちつつ、将来一層周到かつ巧妙な方法によって自由社会を崩壊せんとする行動に出ずる危険性は依然としてすこぶる大なるものがあります。この種類の破壊活動に対しては、政府は一貫した治安対策のもと、治安関係諸機関の活動の連携統一をはか

るとともに、警察力の発揮に遺憾なからしめ、いやしくも暴力を手段とする不法過激分子の蠢動に対しては、断固法をもってこれを取締り、もって治安の完璧を期したいと存するのであります。

なお、これに関連し、戦後急激に改革された現行警察制度及び治安関係諸法令についても、現下のわが国情に適合しないと思わるる点について検討を加え、能率的かつ民主的な治安機構の運営を保障し得よう是正をはかりたいと存するのであります。

在日朝鮮人は、日本に居住する限り、わが国の法秩序を尊重すべきは当然でありまして、日本の治安を乱る一部不法分子に対しては厳重な取締りを励行する所存であります。他方、平穩に生活する善良な朝鮮人に対しては、善隣友好の精神にのっとり、安んじて正業を営み得よう努力したいと存するのであります。

戦争犯罪に受刑中の者に対しましては、そのすみやかなる釈放措置が広く一般国民より熱烈に要望されておるところであります。幸い仮出所につき、関係国の好意により漸次好転しつつありまして、政府においては、今後もこれが解決のため、一層の努力をいたす所存であります。

終戦後の教育改革については、その後の経験に顧み、わが国情に照して再検討を加うとともに、国民自立の基盤である愛国心の涵養と道義の高揚をはかり、義務教育、産業教育の充実とともに、学芸及び科学技術の振興のために格段の努力を払う所存であります。

政府は、従来の均衡財政の方針はこれを維持しつつ、国民負担の軽減、公務員給与の改訂、地方財政平衡交付金の増額、米価引上げに伴う措置並びに財政投資及び公共事業費の増額を中心として本年度補正予算を編成し、国会の審議を求めています。

なお政府は、明年度においては国税及び地方税を通ずる税制の一般的改正を行い、さらに国民負

担の軽減合理化をはかる所存であります。

次に、当面の金融方針については、物価の安定をはかりつつ、今後も一層民間資本の蓄積を促進するとともに、貸出し金利の引下げ、財政資金の産業投資等をはかるため各般の施策を推進して参ります。

また、国際通貨基金への加入、外貨債の支払いを機会に、友好諸国との貿易の振興をはかるとともに、今後外資導入についてはます／＼努力したいと思うのであります。

食糧自給の強化をはかることは、民生の安定、経済自立達成上特に緊要である点にかんがみ、農地の拡張改良を積極的かつ計画的に施行するとともに、治山治水の対策の実施に努めまして、農業生産の基盤を整備することとし、これがため必要な財政金融の措置を講じたいと思っております。

生産の規模を拡大し、流通機構を整備して生産の増強をはかることは、わが国経済の重要課題であります。これがため、政府はまず貿易の振興について、通商航海条約、通商協定の締結等、一連の経済外交を推進するとともに、外航船舶の増進をはかり、輸出産業の強化、保有外貨の活用とあわせ、輸入を促進することによって輸出市場の開拓をはかり、もって貿易規模の拡大に努め、特に東南アジア諸国との経済提携を促進せんとするものであります。

産業政策としては、その基盤を育成強化するため、電源開発を一層促進し、基礎産業の合理化に努め、これらに対し外資及び優秀技術の導入を進めたいと考うるのであります。

中小企業については、中小企業金融制度の強化と財政資金の投下によって資金供給の円滑化をはかる等、その育成振興に努力する考えであります。

政府は、戦時戦後を通じて著しく荒廃した鉄道、電話について、すみやかなる更新拡充をはかるとともに、特に資源開発、観光外客誘致のため、幹線道路、産業観光開発道路の整備増設をはかる考

えであります。

国民生活の安定は経済復興の基礎をなすものであることにかんがみ、政府は国民一般の厚生施設、勤労者の福祉向上、住宅の不足を緩和する等、各般の施策に留意する所存であります。

また遺家族、留守家族の援護につきましては、去る第十三国会において所要の立法をいたしました。なお軍人等の恩給についても、世論と国家財政を勘案して、近く所要の法的、財政的措置をいたしたいと考えております。

この機会に申し述べたいことは、未帰還者同胞のことであります。政府は、帰還促進についてさらにたゆまざる努力を傾け、その留守家族に対する援護にも遺憾なきを期するものであります。

最後に特に申し述べたいことは、いわゆる再軍備の問題であります。世上再軍備につき種々の議論がありますが、政府の所信は一貫してかわるところはないのであります。国力の回復に伴うて自衛力の漸増をはかるべきはもちろんであります。現在の段階は、もっぱら物心両面における国力の充実に努力を傾くべきときであると信ずるものであります。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

第9章、1953年の日本政治と「首相演説」

<目次>

- 1、はじめに
- 2、1953年の政治状況
- 3、第五次吉田内閣
- 4、首相演説
- 5、おわりに

(注)

- * 資料①吉田首相の施政演説（1953年1月30日）
- ②吉田首相の施政演説（1953年6月16日）
- ③吉田首相の所信演説（1953年11月30日）

1、はじめに

第15回特別国会は1953年1月29日に再開され、翌30日、衆院参院両院の本会議場で吉田首相の施政方針演説が行われた。続いて、衆院予算委員会が2月4日に開催されたものの、与党である自由党内部の対立と与野党の対立の中で審議は難航。2月28日に至り、野党議員が質問中に吉田首相が「バカヤロウ」と不規則発言、吉田首相は直ちに取り消したが、しかし、それは大きな政治問題となった。そのため、3月2日「議員吉田茂君を懲罰委員会に付する動議」が衆議院本会議に上程されて可決、また、3月13日には、「吉田内閣不信任決案」が衆議院に提出、翌3月14日の本会議に上程・可決された⁽¹⁾。

そこで、吉田首相は直ちに衆院解散の手続きをとり、ここに1952年10月の総選挙以降わずか5ヵ月半で、衆議院は再び解散（＝「バカヤロウ解散」）されることになったのである⁽²⁾。

総選挙は4月19日に行われた。当選者は、吉田自由党199人、鳩山自由党35人、改進黨76人、左派社会党72人、右派社会党66人、労農党5人、

共産党1人、諸派1人、および無所属11人で、革新勢力の左派社会党が躍進した一方、保守勢力は後退した。なお、投票率は74.22%であった⁽³⁾。続いて4月24日に行われた、参議院・通常選挙の結果、当選者は自由党が46人と圧勝し、左派社会党も18人と増加した一方で、右派社会党は10人、改進黨は8人に留まった。

第16回特別国会は5月18日に召集、第四次吉田内閣が総辞職し、19日、衆参両院で吉田茂が首班に指名され、21日には、第五次吉田内閣が発足した。6月16日、吉田首相は衆参両院の本会議場で施政方針演説を行った。この国会は、衆議院・総選挙および参議院・通常選挙後の特別国会であり、両院の構成、首班の指名が行われ、前国会で不成立となった法案が審議された⁽⁴⁾。

続いて、第17回臨時国会が10月29日に召集され、それは、全国各地で発生した風水害および冷害などの救済に必要な予算や法律上の措置を講じるために開催された国会であった。そのため、政府は、この国会が災害対策や冷害対策を主とした短期国会であるから、野党の要求を退けて、吉田首相の所信表明演説を行わなかった⁽⁵⁾。

さらに、第18回臨時国会が11月30日に召集、公務員の給与引き上げなどを内容とする補正予算の審議が中心となった。同日、衆参両院本会議場で吉田首相の所信表明演説が行われたが極めて簡単なものであった。

一方、この年のわが国の重要な外交案件として、「対日MSA（相互安全保障法）援助」問題をあげることができよう。日本政府は1953年早々、米国の対外援助政策の新たな形式であるMSA援助を受け入れる準備を進めていた。そこで政府は6月6日、対日MSA援助に関する日米交渉文書を発表、7月15日から日米交渉を進め、その後、10月2日には「池田・ロバー

トソン会談」を経て合意に達し、翌1954年3月8日、日米間で締結された。それは、結果的にわが国の防衛力増強の基本的な方針を形成するものであった⁽⁶⁾。

本章では、1953年の日本政治の動向を踏まえた上で、第五次吉田内閣にふれ三度にわたる吉田首相の演説内容を検討し、それを通じて、この年の政治の一端を明らかにしたい。

2、1953年の政治状況

周知のように、1952年10月の衆議院・総選挙から翌1953年4月の衆議院・総選挙と参議院・通常選挙にかけての時期は、政局が極めて不安定な状態にあった、といえる。吉田首相はこの時期に、何と三つの国政選挙を戦った。しかし、その結果は何ら政局の安定をもたらさなかった⁽⁷⁾。

実際、政府与党である自由党は、吉田茂派と鳩山一郎派の内部抗争を中心に展開され、1953年1月に再開された第15回特別国会で吉田内閣は「スト規制法」など重要法案を提出して野党と対立した。そのため、吉田内閣は党の内外から厳しい批判にさらされた。

このような不安定な政局の影響を受けて、吉田内閣の政策は総じて低迷し、例えば、1953年度の予算案も4月から7月にかけて暫定予算を組むことを余儀なくされたし、また、本予算も憲政史上はじまって以来大修正をうけるはめとなった。行政学者の大河内繁男は、「結局、この時期の政局は、もっぱら自由党の内紛を軸に回転していったといっても過言ではない」と記しているほどである⁽⁸⁾。

話は戻るが、1953年2月28日、衆議院予算委員会の一般質問において、右派社会党の西村栄一議員が国際情勢と中立政策に関して吉田首相に質問を行っていた。その際、吉田首相は自

分の席で「バカヤロウ」と不規則発言をした。吉田首相は直ちにこれを取り消したものの、この発言を問題とした改進黨、右派および左派社会党は3月2日、衆議院本会議に吉田首相懲罰動議を共同で提案。懲罰動議は、自由党内の反吉田派68人が欠席したために、賛成191票、反対162票で可決された。

続いて、3月14日、上記の野党三党は国会軽視、国政担当能力の喪失等を理由に、吉田内閣不信任決議案を衆議院に提出し、14日の本会議では、鳩山（一郎）派と広川（弘禅）派の支持を得て、賛成229票、反対218票の11票差で可決されてしまった。そこで、吉田首相は直ちに衆院解散の手続きをとり、ここに、衆議院は1952年10月総選挙以降、わずか5ヵ月半で解散されることになったわけである⁽⁹⁾。

4月19日に行われた総選挙の結果、既述のように、当選者は吉田自由党が199人、鳩山自由党35人、改進黨76人、左派社会党72人、右派社会党66人、労農党5人、共産党1人、諸派1人、および無所属1人であった。続いて行われた4月24日の参議院・通常選挙では、自由党は46人と圧倒的強みを見せたものの、ここでも左派社会党が18人と大きく躍進した。確かに、総選挙で自由党は比較第1党の座を確保した。だが、過半数には達していなかった。紆余曲折を経て5月21日、少数与党のまま第五次吉田内閣が発足。なお、その後、11月29日には自由党の説得工作で、分派自由党の鳩山一郎、石橋湛山など29人が復党している⁽¹⁰⁾。

冒頭でも述べたように、この時期の重要な外交案件として、対日相互安全保障法（MSA）援助問題が挙げられる。米国は1951年10月10日、MSA法を制定、これに基づいて1953年早々から米国の対外援助政策の新形式であるMSA援助を受け入れる準備を進めていた。日本政府は6月26日、対日MSA援助に関する日米

交換文書を発表、7月15日から日米交渉が始まった。後述するように、これに伴い、日本の防衛方針も急激な変化を避けられなくなった⁽¹¹⁾。

米国のワシントンD・Cにおいて、10月2日から、池田隼人・自由党政調会長とウォルター・S・ロバートソン・極東関係担当国務次官補との会談で最終調整が行われた。協同声明によれば、「日米の防衛力の増強、米国の援助、米国の終戦後の対日援助（ガリオア）の処理、対日投資および中共貿易など」について話し合いが行われ、とくに重要な点は日本に憲法上、経済上、および予算上の制約があるものの、「日本側においてはこれらの制約を十分に考慮しつつ今後とも自衛力の増強を促進するための努力を続ける」としたこと、また、米国側が「日本の陸海空の部隊の装備に要する主要品目を提供し、その編成を援助すべきこと」を申し出たこと、さらに米国から「日本に供給される農産物の日本国内における売り上げ代金たる円貨は、海外買付および投資の形により日本の防衛生産および工業力増強に使用させるもの」とした点にあった⁽¹²⁾。

この池田・ロバートソン会談において、日本側は終始一貫して、防衛努力を制約する憲法、経済、および予算などの条件を強調した一方、米国側は1954年度2000億円、そして1955年度は3250億円程度の防衛目標を要請し、米国が示唆した35万人程度の防衛力増強計画の具体的数値は決まらなかった。しかし、防衛力増進、日本の余剰農産物買入れによる見返り援助、ガリオア資金の早期返済への協力、また、再軍備のための愛国心教育推進などで合意をみた⁽¹³⁾。

この結果、米国によるMSA援助と引き換えに、日本の再軍備の基調が決定されたと、いってよい。日米相互防衛援助協定（MSA）は、

翌1954年3月8日に調印、6月2日には防衛庁設置法および自衛隊法が成立し、わが国の防衛力増強が具体化され、陸・海・空の三軍を擁する自衛隊が7月1日に発足した⁽¹⁴⁾。

3、第五次吉田内閣

既述のように、第26回衆議院・総選挙は4月19日に行われた。自由党は過半数を34人も割り込み、単独では内閣を組織することができなかった。そこで、自由党は改進黨との連立を画策した。だが、改進黨内の野党派の反対で成功せず、組閣への与野党の足並みはそろわなかった。

総選挙および通常選挙後の特別国会は5月18日に召集、首班指名投票が行われた。結果は、吉田茂（自由党）203票、重光葵（改進黨）104票、鈴木茂三郎（左派社会党）79票、河上丈太郎（右派社会党）63票で、過半数に達する者がおらず、決戦投票となり、決戦投票では左右社会党が棄権し、吉田294票、重光116票という結果で、吉田首班が決まった⁽¹⁵⁾。

5月21日、第五次吉田内閣が発足したものの、それは少数単独内閣であり、自由党側が主張した陣容一新の要望は結局入れられず、新入閣はわずか6人に止まり、新鮮味を欠く印象を与えた⁽¹⁶⁾。

新内閣にとって、緊急課題は昭和28年度予算の編成であった。同予算は3月に衆議院を通過したが、解散総選挙で審議未了となり、以後は毎月暫定予算でつないできた。その後、本予算は成立したものの、吉田政府は多数派工作に苦慮した。

越えて11月17日、吉田・鳩山会談が実現した。この会談では、それまで潜航継続されていた自由党への鳩山復党の儀式が成功し、12月1日に至り、鳩山以下大半の分自党議員が自由党

に復帰した。ここに、自由党は衆議院でほぼ半数に近い議席を有することになり、吉田政権はとりあえず、安定的基盤を手にしたわけである。ただし、鳩山の復党によっても、政府自由党は、必ずしも予期した政局の安定を得たわけではなかった⁽¹⁷⁾。

4、首相演説

①吉田首相の施政演説（1953年1月30日）

第15回特別国会は、難航が続いた自由党の幹事長問題で佐藤栄作を就任させることで解決、1953年1月29日、政府は「昭和28年度総予算」を提出し、国会は30日再開され、31日には、衆参両院本会議場で、吉田茂首相の施政方針演説が行われた。その要旨は以下の通りである。

- 1、独立後最初の予算を提出するに当たり、国民に訴えたいことは、独立日本として自由諸国との提携とくに対米親善外交を一段と緊密にしたいことである。しかし占領中の施策中行過ぎの感あるものは、この際は正したい。
- 1、道義高揚は究極において教育の作振に待つ他はなく、政府が今回義務教育費の全額国庫負担を決意し、教職員を国家公務員とする措置をとるのはこの故に他ならない。
- 1、政府は治安の確保のため警察制度の改革を必要とし、近く法案の改正を国会に求めるつもりである。
- 1、昨年行われた電産、炭労の両ストライキはわが国に空前のものであり、外国にも多くの例を見ない。政府はこの種のストを少なくするため、公共的産業のストを制限する考えを今国会中に提案する。
- 1、行政機構の簡素化、行政運営の能率化を図りたい。旧軍人の恩給を財政の許す範囲で復活したい⁽¹⁸⁾。

これに対して、野党からは米国のアイゼンハワー大統領就任による対日政策の変化に伴う今後の日本外交の進むべき道などに関して質疑が行われ、米国一辺倒外交を清算して、その他の国との親善外交を開けと迫った⁽¹⁹⁾。

『朝日新聞』は、吉田首相の施政方針演説について、「社説：是正の行過ぎを警戒せよ」の中で次のように批判した。社説は極めて、まともな批判であったといえる。

「首相の演説は“独立日本として占領中の施策中行過ぎの感あるものに対して、この際これを是正するのは国の自主性のため当然の措置でなければならぬ”の一線で貫かれている。占領政策の行過ぎを是正するという言葉の中には、占領治下の諸改革の中でわが国の実情にそぐわないものがあるからこれをわが国に適応せしめる、という意味が含まれていようが、それが折角根を下ろしはじめた民主的な改革の芽をつもうとするものであっては、いわゆる逆コースのそしりを免れるものといわねばならない」⁽²⁰⁾。

一方、『読売新聞』は「社説：吉田首相の施政演説」の中で、吉田首相の演説を次のように論評した。

「独立日本の基本的外交方針として自由諸国との協力とくにアメリカとの親善関係を一層緊密にし、一方賠償問題の解決を促進してアジア諸国との連携を強化していくことについての異存はない。ただ注意しなければならないことは、微妙な国際関係のなかにおかれている日本としては、自ら国際関係の緊迫をもたらすおそれのあるような措置に出ることは厳にいましめなければならぬことである」⁽²¹⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説について、

①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および、⑤諸外国との関係は、どのように述べられていたのであろうか。

①の全体の特色と概要についてだが、全体の特色としては、独立国日本として自由主義諸国、とくに対米親善関係を一段と緊密し、占領中の施策で行過ぎのあるものは是正する、という点である。また概要は、「施策の行過ぎの是正」、「道義高揚のため教育の作振」、「治安確保のため警察制度の改革」、「ストの影響を少なくするため制約」、「行政機構の簡素化」、「旧軍人の恩給復活」、「国民健康保険制度の充実」、「中小企業の振興」、および「防衛費を保安隊創設にあてる」で構成。②の現状認識については、独立体制の整備と占領中の行過ぎを是正す、と謳っている。③の公約・理念は、道義の高揚のため教育費の全額国庫負担と国民健康保険の充実を主張している。④の課題への対策については、電産、炭労など国民生活に影響ある分野のスト制約を求めている。⑤諸外国との関係に関しては、対米親善関係の緊密化を謳っている⁽²²⁾。

②吉田首相の施政演説（1953年6月16日）

既述のように、4月19日に実施された総選挙後の第16回特別国会が、5月18日に召集。同日、吉田内閣は総辞職し、19日、衆参両院で吉田茂が首班に指名され、21日には、第五次吉田内閣が発足した。自然休会であった国会は、6月16日に再開、同日衆参本会議場において、吉田首相の所信表明演説が行われた。その概要は次の通りである。

- 1、朝鮮休戦に伴う国際情勢は、東西両陣営の対立緩和の傾向を意味し、この意味ではアジアにおける平和回復の第一歩である。
- 1、独立後第2年の我が国再建の基調は経済の自立にあり、これを達成するためには貿易の振

興を図る必要があるから、独禁法の緩和、基礎産業の合理化、ぜいたく品の輸入制限の諸施策を推進する。

1、日中貿易に多くを期待し得ないから、東南アジアの発展に協力する。

1、民生安定のために本年約1420億の減税を行う⁽²³⁾。

これに対して、翌17日から衆参両院の本会議で野党各党の代表質問が行われ、朝鮮休戦後の世界情勢と対応策、MS A援助問題、および対米追従外交などについて質疑が行われ、吉田首相から答弁があった⁽²⁴⁾。

『朝日新聞』は吉田首相の施政方針演説について、「社説：国民の琴線に触れぬ施政演説」の中で、次のように批判した。

「朝鮮休戦という重大事態を前に再開された特別国会で、吉田首相がいかなる施政方針を明らかにするかは、多大な関心を集めていたが、その演説は依然として平板で、項目並列的であり、国民の真に聴かんとするところに触れていない。その感には特に注目の焦点たる防衛問題において深いのである」⁽²⁵⁾。

『朝日新聞』はまた、“天声人語”の中で「吉田首相の施政方針演説は、日本の現状が重大であるだけに、大いに期待して聞き、かつ読んだが、またしても失望せざるを得なかった。……国民と共に歩いて信念を貫こうとする迫力がない。失礼ながら魂が入っていない空念仏という気がする」と批判している⁽²⁶⁾。

『読売新聞』もまた「ガヤガヤグーグー再会国会 各大臣演説から」の中で、吉田首相の施政演説を以下のようにけなしている。

「およそこの世で、今回の施政方針演説ほど、き

いてつまらないものが他にあるとは思えない。……帳面をめくりめくる吉田さんが棒読みするのをきいたら、議員諸公ならずとも、貴重な時間は居眠りに費やした方がよほど有意義だと感じるにちがいない」⁽²⁷⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係は、どのように述べていたのであろうか。

①の全体の特色と概要だが、全体の特色は防衛問題では所信をかえず、貿易振興で経済自立を訴え、地方財政の窮乏打開などを指摘している点である。概要は、「経済自立の達成」、「東南アジアの開発」、「民政安定として1020億円の減税」、および「政局安定のため各党の協力」などで構成。②の現状認識は、朝鮮戦争の休戦による平和回復を謳っている。③の公約・理念としては、独立2年目を迎えた日本経済の自立を強く訴えている。④課題への対策については、既述のように、1020億円の減税の実施を述べている。最後の⑤諸外国との関係は、特にないが、アジアにおける平和建設を唱えている⁽²⁸⁾。

③吉田首相の所信演説（1953年11月30日）

第18回臨時国会は11月30日に召集、1953年度最後の吉田首相の所信表明演説が、同日午後、衆参両院の本会議場において行われた。

吉田首相の演説は「政府の所信に関する演説」という形で行われ、その基調は、アジア自由諸国との提携強化と通貨の安定を強調し、すべての施策は日本の経済自立を基調として行う旨を明らかにした。また、賠償解決に努力し、日韓関係の打開に確信を示した。政府は今回の首相演説を正式の施政方針演説と呼ぶのを避け、内容を極めて簡略化し、そのため、防衛問題には一言も触れなかった⁽²⁹⁾。なお、この第18臨

時国会は閉幕したのが12月8日で、わずか1日
 おいて12月10日には、早くも第19回通常国会
 が召集された。

政府演説に対する野党の代表質問が衆院本会
 議で、12月1日に行われ、各派代表は予算、防
 衛、および中共との国交などを取り上げて政府
 を追及した。しかし、政府側の答弁に新しい進
 展はなく、吉田首相は「均衡財政を堅持する」
 「憲法に違反するまで保安隊を増強すること
 はない」「日本を仮想敵国とする国と外交は開
 けない」など、従来の政府答弁の線に沿った内
 容に終始した⁽³⁰⁾。

『朝日新聞』は、吉田首相の演説を「社説：
 真剣味を欠く首相 蔵相の演説」の中で、次の
 ように批判した。

「第18回国会の開会にあたり、吉田首相ならびに
 小笠原蔵相の演説が行われた。前国会では首相
 から施政方針が明らかにされなかったので、野
 党から追及されたが、今回は首相演説が行われ
 たことは一応結構である。しかしその内容たる
 や全くお座なりで、具体性を欠き、国民の心
 に触れるものがなかったことはきわめて遺憾
 である」⁽³¹⁾。

『読売新聞』もまた、「社説：吉田首相のス
 ローガン演説」の中で、吉田首相の演説を次
 のように批判した。

「自鳩党の分裂により微妙な動向をたどりつ
 つある政局を背景に、第18回臨時国会が開
 かれ施政演説、財政演説が行われた。首相の
 演説は例によって簡単なもので、対外的には
 アジアの自由諸国との友好関係の確立、対
 内的には経済自立を不動の方針とする財政
 経済政策の推進を強調しただけで、当面の
 問題たるM S A交渉での防衛問題には何
 らふれるところがなかった」⁽³²⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説につ
 いて、①全体の特色と概要、②現状認識、③
 公約・理念、④課題への対策、および⑤諸
 外国との関係は、どのように述べていたの
 であろうか。

①の全体の特色と概要であるが、全体の
 特色は、アジア自由諸国との提携強化と通
 貨の安定を強調し、すべての施策は日本の
 経済自立を基調として行うものとあつた
 点である。概要は「賠償の解決に努力」、「
 日韓関係の打開」、「経済の自立達成」、
 「健全財政の堅持」、および「食糧確保の
 最善」などで構成。②の現状認識につい
 ては、韓国の復興と日本の再建を謳って
 いる。③の公約・理念は賠償の解決に努
 力し、日韓関係の打開を主張している。④
 課題への対策に関しては、アジア自由諸
 国との提携強化と通貨の安定を強調した
 ことであろう。⑤諸外国との関係につい
 ては、アジア諸国と、特に韓国に言及し
 ている⁽³³⁾。

5、おわりに

第16回特別国会が閉幕するとともに、各
 党はそれぞれ遊説に全力を注いだ。政府
 自由党は同年10月中旬に予想されてい
 た臨時国会を前に、改進黨に対する連
 携工作を進める方針をとり、場合よつ
 ては、吉田・重光会談を実現したいとの
 期待をもつに至つた。確かに、自由党
 の保守連携工作は、改進黨との連立政
 権樹立を主なねらいとするものであつ
 た。しかし、国会末期には自由党と政
 策的に協調したかに見えた改進黨は、
 再びこのような連携工作を警戒する動
 きを強め、保守提携ないし再編成が行
 われるかどうかは1953年秋の重要な
 政治課題となつた。

一方、左右両派社会党の中にも、この
 ような保守再編成の機運に対抗して、
 両派社会党の統一を促進する動きが
 現れたものの、実際に両社会党の統一
 が具体化するにはまだ多くの障害が

残っていると見られた⁽³⁴⁾。

こうした状況の中で、11月17日には、吉田・鳩山会談がもたれ、11月30日、鳩山一郎をはじめ21人が自由党に復党し、12月1日から5日にかけてさらに5人が復党した。だが、三木武吉、河野一郎ら8人は残留。12月9日、「日本自由党」を結成した。それは世にいう「8人の侍」であった⁽³⁵⁾。(傍点引用者)。

＜注＞

- (1) [1990年]『議会制度 百年史 上巻』衆議院・参議院、451頁。
- (2) 藤本一美〔2000年〕『戦後政治の争点 1945～1970』専修大学出版局、129頁。
- (3) 藤本一美・酒井慶太〔2017年〕『衆議院解散・総選挙－決断の政治』志學社、53頁。
- (4) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』484頁。
- (5) 同上、538、539頁。
- (6) 樋渡由美〔1990年〕『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、79～82頁。藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』127～128頁。
- (7) [1954年]「政治－国内政局の動き」『朝日年鑑 1954年版』朝日新聞社、164頁。
- (8) 大河内繁男〔1981年〕「第50代 第四次吉田内閣ワンマン体制の弱体化」林・辻清明編『日本内閣史録 5』第一法規、247頁。
- (9) 藤本・酒井、前掲書『衆議院解散・総選挙－決断の政治』46頁。
- (10) 藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』133～134頁。
- (11) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』486頁。
- (12) 富田信男〔1990年〕「Ⅳ しゅう落を辿る吉田政権－第14国会～第19国会」内田健三・金原左門・古屋左門編『日本議会史録 4』第一法規、300～301頁。
- (13) 藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』138頁。
- (14) 大河内、前掲書「第50代 第四次吉田内閣ワンマン体制の弱体化」林・辻編『日本内閣史録 5』264頁。
- (15) [1987年]『実録昭和史 ③日本再建の時代－昭和21年～昭和30年』ぎょうせい、112頁。
- (16) 前掲書「政治－第五次吉田内閣成立」『朝日年鑑 1954年版』167頁。
- (17) 大河内、前掲書「第50代 第四次吉田内閣ワンマン体制の弱体化」林・辻編『日本内閣史録

5』257～261頁。

- (18) 前掲書「政治－国会」『朝日年鑑 1954年版』181頁。
- (19) 「両院 今日から代表質問」『朝日新聞』1953年1月31日。
- (20) 「社説：是正の行過ぎを警戒せよ」同上。
- (21) 「吉田首相の施政演説」『読売新聞』1953年1月31日。
- (22) 「国会再開、首相の施政方針演説」『朝日新聞』1953年1月31日。
- (23) 前掲書「政治－国会」『朝日年鑑 1955年版』184頁。
- (24) 「両院きょうから代表質問」『朝日新聞』1953年6月17日。
- (25) 「社説：国民の琴線に触れぬ施政演説」同上。
- (26) 「天声人語」同上。
- (27) 「ガヤガヤ グーグー再会国会 各大臣演説から」『読売新聞』1954年6月17日。
- (28) 「首相、施政方針を明示」『朝日新聞』1953年6月16日（夕）。
- (29) 「第18回臨時国会開く」同上、1953年11月30日（夕）。
- (30) 「衆院 代表質問を終了」同上、1953年12月2日。
- (31) 「真剣味を欠く首相。蔵相の演説」同上、1953年12月1日。
- (32) 「吉田首相のスローガン演説」『読売新聞』1953年12月1日。
- (33) 前掲書『議会制度 百年史 上巻』492頁。
- (34) 前掲書「政治－国内政局の動き」『朝日年鑑 1954年版』168頁。
- (35) 富田、前掲書「Ⅳ しゅう落を辿る吉田政権」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』302頁。

*資料①吉田首相の施政演説(1953年1月30日)

第十五回国会の休会明けにあたり、政府の所信を述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

皇太子殿下には、昨年立太子の礼を滞りなく終えさせられ、今春は天皇陛下の御名代として英国女王陛下の戴冠式に参列あらせらるる予定であります。なおこれを機会に欧米諸国を御歴訪遊ばさるよう承っております。この御旅行によってまず／＼知見を広めさせらるるとともに、友好諸国との国交の上にもよい影響をもたらされることを信じ、慶賀の至りにたえないのでございます。

独立後最初の予算案を提出するにあたり、まずもって国民諸君に訴えたいことは、独立日本としては、自由諸国との提携、なかなづく対米親善関係を一段と緊密にし、力を国連協力にいたし、もって世界平和への貢献をなすことであります。米国においてアイゼンハワー氏が新たに大統領に選ばれ、ダレス氏が国務長官に就任したことは、米国のアジアに対する関心を語るものであり、日米関係の将来にも新しい希望を感じしむるものであります。

しかし、日米の関係を緊密にすると同時に、独立日本として、占領中の施策中の行過ぎの感のあるもの、または占領中必要ありて、その必要の去りしものに対しては、これを是正するは、国の自主性のために当然の措置であるのであります。

道義の高揚、治安の確保、国民生活の安定は、組閣に際し政府政策の基調として声明したところでありますが、道義の高揚は、究極において教育の作振にまつほかはありません。政府が今回義務教育費の全額国庫負担を決意し、教職員を国家公務員とするの措置をとるは、このゆえにはかならないのであります。もちろん道義の高揚は各種の施策の総合によらなければなりません、政府は今回の施策により義務教育の面目を一新するものであります。

政府は、治安の確保のため警察制度の改革を必要とし、近く案を具して国会の同意を求めるつもりであります。現在の警察制度は、占領下、警察制度民主化の名のもとにつくられた制度であります、国警、自警の区別は往往にして両者の連絡を欠き、警察目的の達成に不便を来すことなしといたさないものであります。今回の改革の目的は、叙上の欠陥を是正し、旧弊の復活を戒むるとともに、効率的警察制度を確率せんとするものであります。

昨冬行われました電産、炭労の両ストは、わが国において空前のものであったばかりでなく、外

国にも多くその例を見ない長期大規模のものであり、幸いにして潰裂前一步にこれを収拾し得ましたのでありますが、しかもその一般国民生活に与えた脅威と損害は実に甚大なものがあります。政府は、今回、この種ストの影響を少くするため、公共的性質を有する産業の争議に対し適当の制約を加うことを考え、この国会中に提案する所存であります。

行政機構の簡素化と行政運営の能率化は、前内閣以来の宿題として、政府は欠員不補充の措置を引続き強化し、配置転換等によって事務の能率を上げておりますが、さらに一步を進めて、極力行政事務並びに機構の合理化をはかりたい所存であります。地方制度についても、再検討を要するものは一にして足りませんが、政府は中央地方の有機的關係を密にすることを主旨として、目下地方制度調査会に諮問中であります。その答申をまっで改正の実施を行わんとするものであります。

以上、占領政策の是正とともに、政府は財政の許す範囲において旧軍人の恩給を復活することにいたしました。しかしながら、旧軍人と言ひ、その九八％は普通軍人以外の応召軍人とその遺族であります。総額の九二％は遺族の扶助料であるのであります。国の再建にあたり、まず古い創痕を医するのは、思うに当然のことであり、戦争責任を長く旧軍人にのみ帰することは、社会平和をもたらすゆえんでないと考うるのであります。これに伴い、留守家族の援護もさらに強化することにいたしました。

一般国民の福祉については、政府のつとに意を用いきたところで、今回国民健康保険を充実強化するの措置を講ずるとともに、従来の健康保険についても、その適用範囲を拡大する等の施策を行うことにいたしましたのであります。

政府は、さらに、人口問題が独立日本の前途に横たわる重大にして深刻なる課題なるにかんがみ、その解決の一助として、移民問題に関し適当の措

置を講ずるつもりであります。

二十八年度総予算については、大蔵大臣より説明をいたしますが、独立日本の門出に際し、主力を国家経済の自立と国民生活の安定に注いだのは言うまでもないことでありますが、政府は、乏しき財源を、電力の開発、道路交通網の整備、食糧の増産に重点的に配付し、特に中小企業の振興を強力に推進いたしたいと思うのであります。防衛費に関しましては、不要になった安全保障諸費を削除するとともに、よって生じた余裕の一部を保安隊の訓練強化、装備の充実に充て、もって保安隊創設の目的達成に遺憾なきを期するものであります。

思うに、独立日本の前途は決して容易なるものではありません。政府は、当面する危局を克服し、国の将来を開拓する上に不断的な努力を傾けております。諸君におかれても、政府の意のあるところを了とせられ、厳正なる審議を尽されんことを希望いたします。

②吉田首相の所信演説（1953年6月16日）

第十六回国会にあたり、ここに政府の所信を述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

皇太子殿下には、去る二日、御名代として英国女王陛下の戴冠式に参列せられ、滞りなく御任務を果たされたことことは慶祝にたえません。今後、欧米諸国を御歴訪の上、十分の御成果を収められ、無事帰朝せられますよう、国民諸君とともに祈念いたす次第であります。

最近の国際情勢は、朝鮮の休戦を初め、東西両陣営の対立が多少緩和する傾向にあるやに見受けられます。もとより共産側の世界政策が基本的にかわることはあり得ないにいたしましても、朝鮮の休戦はアジアにおける平和回復の第一歩と見るべく、わが国としては、これを契機に、アジアにおける平和建設、特に朝鮮の復興に大いに協力い

たしたいと考うるのであります。

今や独立後第二年を迎え、祖国再建の要務は一日もゆるがせにし得ざるものがあります。政府は、日本再建の基盤が経済の自立にあることを信じ、内、自給度の向上にあらゆる施策を行うとともに、外は正常なる貿易の振興に最善の努力を傾けんとするものであります。しかしながら、昨年以来の世界的の輸入制限と、予想される輸出競争の激化に当面いたしまして、事は決して容易ではありません。政府は、経済外交の推進とともに、商社の強化と独占禁止法の緩和による貿易態勢の整備に努め、さらに、わが国物価のコスト高が国際市場進出の一大支障なるに顧み、基礎産業の合理化を極力促進し、コストの引下げによる国際競争力の培養をはかる考えであります。

同時に、不急不要の物質、特に奢侈品の輸入については、厳にこれを戒めたいと考うるのであります。また中小企業については、それが輸出産業の有力なる一翼たるに顧み、その組織化、合理化を促進し、特に金融問題については、財政資金の積極的な投入により、その育成強化を期する考えであります。

国際収支の拡大均衡上重大な役割をになう海運については、引続き外航船舶の拡充を推進するとともに、国際競争上の弱点を克服するための幾多の育成措置を講じ、海運基礎の強化に最善の努力をいたす所存であります。

中国貿易に多くを期待し得ない今日、東南アジア関係の重要なは、あらためて申し述べるまでもありません。政府は、東南アジア諸国の繁栄のためには、資本、技術、役務等のあらゆる協力を惜まず、今後一層互恵共栄の関係を深めたいとの所存であります。

正常貿易の振興、国際収支の拡大と並行して最も緊要なるは、実に民生の安定であります。政府は、前内閣に引続き行政の簡素化、合理化に努め、真に国力と国情に適合した行政制度を確立すると

もに、行政監察機構を整備強化し、行政運営の効率化と予算の効率的使用をはかり、もって行政費の節約、国民負担の軽減に資する考えであります。

国民租税負担の軽減については、所得税等において本年度約千二十億の減税を実施するはもちろん、政府は、今後負担の軽減と課税の合理化を目標に、中央地方を通ずる税制の根本的改正に着手する所存であります。

国民生活の基本をなす食糧については、総合的な自給度向上をはかることが緊要であります。このため、増産の基盤である農地の拡張と改良を行うことはもちろん、営農技術の普及改善並びに畜産の振興をはかり、水産資源の維持開発に努めるとともに、農林水産業経営の安定合理化のため、金融措置、保険制度の拡充強化等に遺憾なきを期したいと存するのであります。

住宅問題の解決、結核対策の強化等の厚生施設、戦傷病者遺族及び未帰還者の留守家族に対する援護並びに中共地方からの帰還者の受入れ援護等は、すべて第四次吉田内閣の計画を踏襲し、旧軍人恩給もまた恩給法特例審議会の建議を尊重し、でき得る限りの措置を講ずる考えであります。

前内閣の争議方法規制に関する法律案も、同様にこれを踏襲し、提案いたしました。本案は、昨年の電産、炭労二大争議の苦い経験にかんがみ、前国会に提案して、解散前すでに衆議院の可決を見たもので、公共の福祉と労働争議権の調和を期する上において当然の措置と考うるのであります。

もとより、政府は、労働者の福祉についても深い関心を有するもので、重要産業の合理化と並行して、乏しい財源のうちから失業対策費を増額いたしております。

この際特に一言を要するは地方財政の現状であります。政府は、その窮状打開の一助として、今回とりあえず地方財政平衡交付金の増額及び地方起債のわくの拡大を行い、一応の調整措置をなしたのでありますが、そも／＼地方財政の窮乏は、

ひっきょうするに地方制度それ自身に内在するものであります。自治体の財政運営についても厳に検討を必要とするものがあると考えます。政府は、鋭意制度の根本的改革を進め、もって国情にふさわしい合理的な地方制度を確立したいと考えております。

国土の荒廃が産業経済の復興と民生の安定を著しく阻害せる実情に顧み、政府は、今後治山治水の総合的、多目的計画を実施するとともに、一面重要幹線道路及び資源開発道路、鉄道その他交通を整備し、一段の努力を払って、もって国土の保全及び開発に資したいと存するのであります。

最後に、いわゆる防衛問題については、最近種々の論議が行われておりますが、政府は、一貫せる所信により、今後も従来の方針を変更する必要を認めておりませんのであります。

以上、政府の所信の一斑を述べましたが、国民生活の安定、文教の刷新、道義の高揚、治安の確保は、前内閣以来の不変の信条であります。

思うに、政局の安定と祖国の再建のための強力なる施策の推進とは時局の要請であります。政府は、党派のいかにかわからず、同憂の各位が必ずや政府とこの認識をわかたるべきを信じ、二十八年度予算案その他重要法案がすみやかに審議可決せらるることを期待いたしてやみません。

③吉田首相の所信演説（1953年11月30日）

第十八回国会の開会にあたり、ここに政府の所信を述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

皇太子殿下には、御名代として英国女王陛下の戴冠式に御参列後、引続き欧米諸国を歴訪せられ、去る十月十二日御つづがなく帰朝されましたが、右御旅行を通じ、殿下御自身の御修養の上に、かつまた各国との友好関係増進の上に多大の御成果を収められましたことは、国民諸君とともに慶賀にたえないところであります。

過般ニクソン米国副大統領が来訪せられ、政府としてはこれを国賓として迎えたのでありますが、同氏の訪日は、日米両国の関係を厚くし、両国民の理解を深める上にきわめて意義が多かったと信ずるものであります。

自由国家との協力提携を通じて世界の平和に寄与することは独立日本の基本方針とするところでありますが、政府は特にアジアにおける諸自由国との関係を緊密にすることの重要なるを感ずるものであります。その意味から、政府は、東南アジアの諸国との間の賠償問題等もこれを積極的に解決することに努め、もってこれら諸国との正常なる国交関係の一日も早く樹立せらるることを期待するものであります。

隣邦韓国との会談がさきに中途にし不調に終わったことは真に遺憾であります。政府は、双方公正なる互譲の精神の上に必ずや近く打開の道が見出されることを信じて疑わないものであります。

ここに政府は昭和二十八年度第二次補正予算案を提出いたしました。政府は、経済の自立達成上、従来ともに健全財政の堅持、通貨価値の安定を中核としてインフレ傾向の抑制に万全の配慮をなして来たものであり、今次補正予算案の編成についても特にその趣意の貫徹に努めたことは、各位の了承せられるところと信ずるものであります。

予算の詳細は大蔵大臣より説明いたしますが、すべてのあんばいは以上の方針によるもので、米価の改訂、公務員給与の改善等、真にやむを得ざるものについては財源の許す最大限度において捻出し、それ以外は極力財政規模の圧縮に努めた次第であります。本年の災害が異常なものであっただけ、健全財政堅持の結果は、災害復旧、治山治水以外、次年度においても予算財源の特別きゅうくつを感じさせるものがありますが、政府は、むしろこれを機会に、国家財政を整理し、占領下とかく乱雑となりがちであった政府諸機構もこの際に簡素能率化したいと存ずるものであります。

食糧問題についても、異常の冷害による産米の収穫減に当面して、政府は国民食糧の確保に最善を尽くしつつあるのでありますが、一面粉食の奨励等、この機会に食生活改善の機運を拍車し得るならば、災いはむしろ福となると考えるものであります。

以上、政府の所信の一端を述べましたが、これを要するに、政府の一貫する目途は国民経済の自立であり、万般の施策はすべてこの不動の方針に基くことを了とせられたいのであります。切に各位の御協力を希望する次第であります。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://nnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php